

全建事発第 137 号  
平成 23 年 3 月 24 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会  
専務理事 押田 彰  
〔公 印 省 略〕

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他工事に係る支払いの迅速化について

拝啓 各都道府県建設業協会におかれましては、東北地方太平洋沖地震に対する災害復旧活動、救援物資の提供等様々な対応にご尽力いただき、衷心より感謝申し上げます。

さて、災害復旧活動にあたり、本会では国土交通大臣に対して、3 月 15 日付の緊急要望書にて、年度末の資金繰りおよび竣工物件への支払いについて配慮していただくよう要請しておりました。

この度、国土交通省では、都道府県及び政令指定都市に対して、被災した工事およびその他の工事の支払を迅速に行うよう要請されました。

つきましては、同省の要請文書をご参考までに送付いたします。内容は、被災した工事について、被災前の出来高に応じて支払うこと、被災前の出来高を簡素な方法で確認すること等となっております。

敬具

(担当) 事業部事業企画課 小林

電話:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

メール:[jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)